

別表第1 都心共同住宅供給事業国庫補助採択要件

(1) 敷地及び構造等の要件

次のイからチまでに掲げる条件に該当するものであること。	
イ	地区面積が概ね500㎡以上、かつ敷地面積が300㎡以上であること。
ロ	建築物は、地階を除く階数が3以上の耐火建築物であること。
ハ	当該敷地内に、敷地面積に対する割合が、1から基準建ぺい率を減じた数値に10分の2を加えた数値以上の空地を確保すること。ただし、空地の面積は、絶対空地面積と公開空地面積の有効面積の合計とし、公開空地面積については総合設計許可準則に関する技術基準について（昭和61年12月27日付け建設省住街発第94号）に準じて積算すること。
ニ	その敷地が原則幅員6m以上の道路に4m以上接すること。
ホ	その敷地が原則として都市計画法に規定する用途地域の工業地域及び工業専用地域にないこと。ただし、周辺の状況が住環境を阻害するおそれがないとみなされる場合はこの限りではない。
ヘ	敷地内に、供給する住宅戸数の概ね60%以上に相当する台数に、施設部分の用途・規模に応じた適切な台数を加えた台数の自動車が有効に駐車できる駐車施設を設けること。自転車駐輪場については、敷地内に、供給する住宅戸数の概ね200%以上に相当する台数に施設部分の用途・規模に応じた適切な台数を加えた台数の自転車が有効に駐輪できる駐輪場を設けること。また、バイク置場については、敷地内に、供給する住宅戸数の20%程度のバイクが駐輪できる施設を設けること。
ト	「都市居住促進のための住宅附置に関する指導要綱」（平成6年7月制定）の適用対象となる建築物にあっては同制度に適合していること。
チ	その他、補助を受けようとする事業者にあっては、建築物の外観、供給する住宅の規模・設備等の仕様及び空地の整備等について、別に定める建設基準に規定する要件に適合すること。

(2) タイプ

次のイから八までに掲げるいずれかのタイプに該当するものであること。	
イ 市街地 環境形成 タイプ	次の全てに該当する建築物及びその敷地等の整備をいう。 (1) 次のいずれかの要件に該当すること。 建築基準法に規定する建築協定又は都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する地区整備計画、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に規定する再開発地区整備計画等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態・意匠に関する制限その他これらに類する制限を受けるものであること。 日常的に開放され、市街地における公衆の円滑な通行の確保に資する、周辺住民の利便性、安全性が著しく向上すると認められる公共的な通路を敷地内に整備するものであること。 敷地内の、事業認可前の都市計画施設部分に当たる用地または、未整備な都市計画法もしくは都市再開発法に規定する地区施設部分等に当たる用地を広場・通路・緑地等に整備し空地として確保するもの。 街並み・まちづくり総合支援事業制度要綱（平成6年6月24日付け建設省住街発第71号）に基づく街並み・まちづくり総合計画区域内において施行されるものであること。
	(2) 住宅の用に供する部分が建築物の延べ面積の2分の1以上であること。ただし、専ら住宅居住者が利用する共用部分以外の共用部分については、建築物における住宅の用に供する専用部分の床面積を建築物の全専用部分の床面積で除した割合を、当該面積に乗じて得た面積を住宅の用に供する部分の面積とする。
	(3) 優良住宅10戸以上供給する事業であること。
ロ 住宅複 合利用タ イプ	次の全てに該当する建築物及びその敷地等の整備をいう。 (1) 住宅を他の施設と複合して建設することにより住宅の地価負担を軽減するもので、土地を高度利用して住宅を供給する建築物及びその敷地等の整備をいう。 (2) 住宅の用に供する部分が建築物の延べ面積の4分の1以上かつ住宅以外の施設の用に供する部分が建築物の延べ面積の4分の1以上かつ優良住宅15戸（都市計画法に掲げる中高層階住居専用地区内又は特定地域内で施行される事業においては優良住宅10戸）以上供給する事業であること。
ハ 優良住 宅供給タ イプ	優良住宅30戸以上供給する事業であり、かつ、住宅以外の施設の用に供する部分が建築物の延べ面積の4分の1未満である建築物及び敷地等の整備をする事業であること。

別表第2 事業計画策定等事業

事業及び内訳	説明
イ 事業計画作成	事業計画の作成に当たって必要となる現況の測量、現況図の作成、物件及び権利関係の調査並びに基本構想の作成に関する事業並びに事業計画の作成等に関する事業
ロ 開発推進計画作成	住宅市街地総合整備事業の推進に必要な施行者間の事業実施上の調整等に関する事業
ハ まちづくり協議会等活動支援	住宅市街地総合整備事業に関連して行われる整備地区内の地権者等によるまちづくり協議会等の活動を支援する事業
ニ 都市・居住環境整備基本計画作成	
(1) 都市・居住環境整備基本計画作成	都市・居住環境整備基本計画の作成に関する事業
(2) 事業推進コーディネート	都市・居住環境整備重点地域において、地権者による共同建替えや民間事業者による再開発等の誘導、良質な都市住宅の整備を通じて低未利用地の有効利用と都市構造の再編に資する良好な住宅市街地の整備を促進するためのコーディネートに関する事業

別表第3 市街地住宅等整備事業

事業及び内訳	説明
イ 共同施設整備等	事業計画等に基づき行う事業又は都心共同住宅供給事業のうち、次に掲げる事業。ただし、拠点的开发等が行われる区域を含まない場合は、共同建替えに限る。また、事業計画の策定に先立って行う調査設計計画のうち基本設計等及び大都市法に基づく計画の認定に先立って行う調査設計計画を含む。
(1) 調査設計計画	設計及び建築に必要な地盤調査、基本設計等及び建築設計。ただし、拠点的开发等が行われる区域を含まない場合は、基本設計等を除く。
(2) 土地整備	従前から存する建築物及びそれに付随する工作物の除却又は移転並びに仮設店舗等設置等。ただし、拠点的开发等が行われる区域を含まない場合は、補償及び仮設店舗等設置を、都心共同住宅供給事業については、仮設店舗等設置を除く。
(3) 共同施設整備	住宅等に係る次の施設等の整備 通路、駐車施設、児童遊園、緑地及び広場 給水施設、排水施設その他の供給処理施設（拠点的开发等が行われる区域を含まない場合は除く。） 共用通行部分その他の施設（拠点的开发等が行われる区域を含まない場合は、共用通行部分、防災関連施設、立体的遊歩道及び人工地盤施設、駐車場、子育て支援施設に限る。）
ロ 公共空間等整備	事業計画等に基づき行う次に掲げる事業。ただし、拠点的开发等が行われる区域を含まない場合は除く。
(1) 公共空間整備	住宅等の建設に伴って市街地住宅等整備事業者が行う管理上の担保措置のある道路、公園、給排水施設等の整備。
(2) 公開空地整備	住宅等の建設に伴って市街地住宅等整備事業者が行う管理上の担保措置のある空地等の整備。
(3) 駅施設整備	次に掲げる鉄道整備事業について行う市街地住宅等整備事業者の負担。 新駅の設置（一体的に行われる軌道の敷設を含む。） 既存駅の改良（一体的に行われる軌道の敷設を含む。）

別表第4 地区公共施設等整備

施設	説明
地区公共施設等整備	
(1) 市街地景観形成施設	<p>電線類の地下埋設</p> <p>電波障害防除施設</p> <p>住宅等の建設によってテレビ聴視障害を受ける区域に対するテレビ共同聴視施設</p> <p>地域冷暖房施設</p> <p>地域生活基盤施設及び地区公共施設に付随する植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設並びにストリートファニチャー・モニュメント等</p>
(2) 環境共生施設	<p>雨水浸透施設</p> <p>コンポスト等</p> <p>雨水等有効利用施設</p> <p>太陽エネルギー利用システム（ただし、市長が特に必要と認める費用に限る。）</p>
(3) 福祉空間形成施設	<p>地域生活基盤施設及び地区公共施設に付随する歩行支援施設並びに障害者誘導施設等</p> <p>屋外及び屋内の移動システム、移動システムと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間、移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設等</p>
(4) 地域生活基盤施設	<p>立体的遊歩道等</p> <p>立体的遊歩道及び人工地盤等</p> <p>空間創出施設</p> <p>多目的広場及び公開空地（屋内空間を含む。）ただし拠点的开发等が行われる区域を含まない場合は除く。</p> <p>サービスフロント。ただし、大都市法施行規則第1条で定める区域に限る。また、拠点的开发等が行われる区域を含まない場合は除く。</p> <p>コミュニティー施設</p> <p>集会所、子育て支援に資する施設及び情報板</p> <p>防災関連施設</p> <p>備蓄倉庫及び耐震性貯水槽</p>
(5) 地区公共施設	<p>道路</p> <p>公園</p> <p>緑地</p> <p>広場</p> <p>駐車場及び駐輪場等</p>

(注1) (1) ~ (2)、(3)、(4)、(5) については、拠点開発型重点整備地区及び沿道等整備型重点整備地区に限る。

別表第5 補助金算出方法

1 市街地住宅等整備事業（共同施設整備等）

1 市街地住宅等整備事業（共同施設整備等）

項目及び内訳	説明																							
調査設計計画																								
(1) 現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用	土地及び建物等の現況調査及び現況測量並びに土地及び建物についての権利に関する調査及び調整に要する費用																							
(2) 基本設計費	<p>建築物の基本設計に要する費用。ただし、標準的な仕様による建築工事費（高価な装飾、特殊な材料又は高価な設備を使用しない建築工事費をいう。以下同じ。）に下表の基本設計料率を乗じて得た額を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">基本設計料率表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>建築工事費区分</td> <td>100</td> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>(単位：百万円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築設計料率 (各棟別) (単位%)</td> <td>2.81</td> <td>1.93</td> <td>1.64</td> <td>1.39</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>3,000</td> <td>5,000</td> <td>10,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>1.27</td> <td>1.12</td> <td>0.96</td> <td>0.77</td> </tr> </table> <p>(注) 工事費の中間区分については、直線的補完により料率を定めること。この場合における料率の端数は、小数点第3位以下を切り捨てること。</p>	建築工事費区分	100	500	1,000	2,000	(単位：百万円)					建築設計料率 (各棟別) (単位%)	2.81	1.93	1.64	1.39	3,000	5,000	10,000	25,000	1.27	1.12	0.96	0.77
建築工事費区分	100	500	1,000	2,000																				
(単位：百万円)																								
建築設計料率 (各棟別) (単位%)	2.81	1.93	1.64	1.39																				
3,000	5,000	10,000	25,000																					
1.27	1.12	0.96	0.77																					
(3) 敷地設計費	公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合にあっては、当該設計に要する費用																							
(4) 公共施設設計費	施行地区内に整備する公共施設の設計に要する費用																							
(5) 資金計画作成費	資金計画の作成に要する費用																							

(6)環境アセスメント費	法令又は条例に基づいて行われる環境アセスメントに要する費用																							
(7)地盤調査費	設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用																							
(8)建築設計費	<p>建築設計に要する費用(工事監理費を含む。)。ただし、標準的な仕様による建築工事費に下表の建築設計料率を乗じて得た額を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">建築設計料率表</p> <table border="1" data-bbox="711 495 1374 781"> <tr> <td>建築工事費区分</td> <td>100</td> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>(単位：百万円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築設計料率 (各棟別) (単位%)</td> <td>11.11</td> <td>7.34</td> <td>6.16</td> <td>5.18</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="874 831 1374 1117"> <tr> <td>3,000</td> <td>5,000</td> <td>10,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>4.66</td> <td>4.11</td> <td>3.44</td> <td>2.74</td> </tr> </table> <p>(注)工事費の中間区分については、直線的補完により料率を定めること。この場合における料率の端数は、小数点第3位以下を切り捨てること。</p>	建築工事費区分	100	500	1,000	2,000	(単位：百万円)					建築設計料率 (各棟別) (単位%)	11.11	7.34	6.16	5.18	3,000	5,000	10,000	25,000	4.66	4.11	3.44	2.74
建築工事費区分	100	500	1,000	2,000																				
(単位：百万円)																								
建築設計料率 (各棟別) (単位%)	11.11	7.34	6.16	5.18																				
3,000	5,000	10,000	25,000																					
4.66	4.11	3.44	2.74																					
土地整備																								
(1)建築物除却費等	建築物及びこれに附属する工作物の解体除却工事に要する費用並びに除却後の整地に要する費用																							

(2) 仮設店舗等設置費

除却される建築物で営業し、又は居住している者が使用する仮設店舗・住宅等（以下「仮設店舗等」という。）の設置に要する費用で次に掲げるもの。この場合において、～までの各工事には、電気工事、給水工事、排水工事及びガス工事に要する費用で、その管理を他に移管する施設に係る工事に要する費用又はこれらの工事に係る負担金を含む。ただし、次に掲げる仮設店舗等設置費標準単価表により算出した額を限度とする。また、借上げの場合には耐用年数を使用年数に読み替える。

- 仮設店舗等建設工事費
- 仮設店舗等移転工事費
- 仮設店舗等補修工事費
- 仮設店舗等借上費

から の他に、特に必要があるものとして建設大臣の承認した次に掲げる費用

(イ)借地権又は借家権取得費(ただし、それぞれ戸当たり仮設店舗等設置費標準単価表による額を限度とする。)

(ロ)用地造成費(ただし、平方メートル当たり2千円を限度とする。)

(ハ)共同倉庫建設費(ただし、1,030千円を限度とする。)

仮設店舗等設置費標準単価表 (単位：千円/戸)

耐用年数 構造	耐用年数				
	1年	2年	3年	4年	5年
木造	1,790	1,880			
軽量鉄骨造 スチール パイプ造	1,830	1,990	2,120	2,280	2,390

	(3)補償費等	<p>土地整備に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用について「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準」（昭和38年3月20日建設省訓令第5号）及び「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準運用方針」（昭和38年4月13日建設省計発第18号）（以下「基準等」という。）に準じて算出した額</p> <p>(注)基準等のうち「土地等の取得」、「土地等の使用」及び「土地整備」とあるのは、「建築物除却等」と読み替える。</p>
共同施設整備		
イ 空地等整備費		
	(1)通路整備費	通路（公衆が建築物の出入等に利用する道をいう。）の整備費のうち、整地、側溝の設置、舗装及び附帯設備の工事に要する費用
	(2)駐車施設整備費	公衆が常時利用できる非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝の設置、舗装及び附帯設備の工事に要する費用
	(3)児童遊園整備費	児童遊園の整備費のうち、整地、側溝の設置、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用
	(4)緑地整備費	緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用
	(5)広場整備費	広場の整備費のうち、整地、側溝の設置、舗装及び附帯設備の工事に要する費用
ロ 供給処理施設整備費		
	(1)給水施設整備費	給水施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び水槽（高置式、中間式及び地下式）相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用
	(2)排水施設整備費	排水施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用
	(3)電気施設整備費	電気施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用
	(4)ガス供給施設整備費	ガス供給施設のうち、外部の本管とガスガバナー及びガスガバナー相互をつなぐ管路並びにガスガバナーの整備に要する費用

(5)電話施設整備費	電話施設のうち、外部の電話幹線と配線盤及び配線盤相互をつなぐケーブル並びに配線盤の整備に要する費用
(6)ごみ処理施設整備費	ごみ処理施設のうち、共同貯塵槽、共同ごみ搬送設備及び共同ごみ圧縮設備の整備に要する費用
(7)情報通信施設整備費	情報通信施設のうち、通信ケーブル及び配線盤の整備に要する費用
(8)熱供給施設整備費	熱供給施設のうち、プラント、プラントと熱交換器(これに類する施設を含む。以下この項について同じ。)をつなぐ管路及び熱交換器の整備に要する費用
八 その他の施設等整備費	
(1)共用通行部分整備費	<p>廊下及び階段並びにエレベーター及びホール(個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。以下「共用通行部分」という。)の整備に要する費用(次の式により算定した工事費をいう。ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。)</p> $P = C \times \frac{S1}{S2} + E$ <p>ただし、</p> <p>P : 共用通行部分の整備に要する費用</p> <p>C : 建築物の建築主体工事費(全体の工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除いた額)</p> <p>S1 : 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計</p> <p>S2 : 建築物の延べ面積</p> <p>E : エレベーターの設備工事費とする。</p>
(2)防災性能強化工事費	地盤の軟弱な区域(昭和62年建設省告示第1897号に定める基準に該当する区域をいう。)内における特殊基礎工事に要する費用(免震構造工事に要する費用を含む。)で、杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

(3)防災関連施設整備費	備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用
(4)航空障害灯設置費	航空法(昭和27年法律第231号)第51条に規定する航空障害灯の設置に要する費用
(5)防音・防振等工事費	住宅の居住環境を良好に保つためのもので、防音、防振、二重スラブ構造、危険物対策等に要する費用
(6)社会福祉施設等との一体的整備費	社会福祉施設等との一体的整備を行う事業の建築主体工事費(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除いた額をいう。ただし、他の国庫補助の補助対象事業に係る部分を除く。)に0.15を乗じて得た額 (注)社会福祉施設等の床面積の合計が延べ面積の10分の1以上で、かつ、住宅の用に供する床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるものに限る。
(7)立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費	立体的遊歩道及び人工地盤施設の整備に要する費用
(8)公共用通路整備費	公共用通路の整備に要する費用に3/4を乗じて得た額
(9)駐車場整備費	駐車場の整備に要する費用(駐車場を特定の者の専有部分として処分し、かつ、その処分価額が当該費用の1/3を超える場合は、当該費用からその処分価額を減じた額に3/2を乗じて得た額)
(10)機械室(電気室含む。)整備費	機械室(電気室を含む。)の整備に要する費用
(11)集会所及び管理事務所整備費	集会所及び管理事務所等の整備に要する費用
(12)高齢者等生活支援施設整備費	車椅子用便所(特定の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。)及び緊急連絡装置の整備に要する費用
(13)子育て支援施設整備費	公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース及び住民等の自主運営による共同育児活動の場に供するスペースの整備に要する費用
(14)避難設備設置費	避難設備のうち、排煙設備、非常用照明装置及び防火戸(通路、階段及び出入口に設けるものをいう。)等の設備に設置に要する費用
(15)消火設備及び警報設備設置費	消火設備及び警報装置の設置に要する費用

	(16)監視装置設置費	監視装置の設置費のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター等に係る監視装置の設置に要する費用
	(17)避雷設備設置費	避雷設備の設置に要する費用
	(18)電波障害防除設備設置費	電波障害防除施設(建築物の建設によってテレビ聴視障害をうける施行地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。)の設置費のうち共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の設置に要する費用

2 市街地住宅等整備事業（公共空間等整備）

項目及び内訳	説明
公共空間整備	
施設整備費	道路、公園、給排水施設等及びこれらに付帯する設備の工事に要する費用(設計費を含む。)並びに道路、公園、給排水施設等の整備に必要な用地・補償費(義務的に整備すべき部分に係る額を除く。)若しくは当該用地・補償費に相当する住宅等の整備に要する費用
公開空地整備	
空地等整備費	空地等及びこれらに付帯する設備の工事に要する費用(設計費を含む)
駅施設整備	
鉄道整備負担費	鉄道事業者と市街地住宅等整備事業者とが結ぶ鉄道整備事業の費用に関する負担協定(鉄道整備に係る費用について鉄道事業者以外に複数の負担者がいる場合において、市街地住宅等整備事業者が負担する費用が最終的に鉄道事業者を支払われることとなる協定を含む。以下同じ。)に基づき市街地住宅等整備事業者が負担する次に掲げる費用を合計した額 <ul style="list-style-type: none"> ・用地買収費 ・調査設計費及び測量試験費 ・土木工事費 ・建築工事費 ・機械設備費
用地費差額負担費	鉄道事業者と住宅建設事業者との負担協定に基づいて、住宅建設事業者が鉄道事業者へ土地を譲渡する場合における当該土地の取得及び造成に要する費用と鉄道事業者への譲渡価格との差額

3 地区公共施設等整備事業

項目及び内訳	説明
市街地景観形成施設	電線類の地下埋設に要する費用(電力会社等が負担する費用を除く。) 電波障害防除施設の設計に要する費用 地域冷暖房施設のシステムに関する設計に要する費用 地域生活基盤施設及び地区公共施設に付随する植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設並びにストリートファニチャー・モニュメント等の整備に要する費用

環境共生施設	<p>以下に該当するものとして都市整備局長が特に必要と認める費用</p> <p>雨水浸透施設の整備に要する費用</p> <p>コンポスト等の整備に要する費用</p> <p>雨水等有効利用施設の整備に要する費用</p> <p>太陽エネルギー利用システムの整備に要する費用</p>
福祉空間形成施設	<p>地域生活基盤施設及び地区公共施設に付随する高齢者等歩行支援施設並びに障害者誘導施設等の整備に要する費用</p> <p>屋外及び屋内の移動システム、移動システムと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間、移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設等の整備に要する費用</p>
地域生活基盤施設	<p>立体的遊歩道、人工地盤及び人工歩廊等の整備に要する費用</p> <p>多目的広場及び公開空地（屋内空間を含む。）の整備に要する費用。ただし拠点の開発等が行われる区域を含まない場合は除く。</p> <p>サービスフロントの整備に要する費用。ただし、大都市法施行規則第1条で定める区域に限る。また、拠点の開発等が行われる区域を含まない場合は除く。</p> <p>集会所、子育て支援に資する施設及び情報板の整備（集会所の購入を含む。）に要する費用</p> <p>備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用</p>
地区公共施設	<p>道路の整備に要する費用（用地費を含む。）</p> <p>公園の整備に要する費用（用地費を含む。）</p> <p>緑地の整備に要する費用（用地費を含む。）</p> <p>広場の整備に要する費用（用地費を含む。）</p> <p>駐車場及び駐輪場等の整備に要する費用（用地費を含む。）</p>

（注1）地区公共施設のうち から 、密集住宅市街地整備関連施設等のうち 及び については、用地の取得（借地権の取得に要する費用を含む。なお、用地を取得し、特別会計等で経理が明らかにされている場合には、その買収費、補償費、事務費等及びこれらの費用に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額の合計額（当該用地の時価に補償費及び事務費を加えた額の範囲内）、及びこれにより通常生ずる損失の補償を除き、補助を受けて取得した代替用地との交換による用地の取得により通常生ずる損失の補償を含む。）を含む。

別表第6 事務費の費目の内訳

費目	科目		内容
	節	区分	
人件費			<p>関公事業に直接従事する定数職員（事業のみを実施する臨時機関の管理又は監督の地位にある職員を含み、その他の機関の管理又は監督の地位にある職員を除く。）の給料、職員手当（退職手当を除く。）並びに補助事業者が負担する共済組合負担金及び社会保険料（人件費から給与が支弁される者に係るものに限る。）とする。</p>

	給料	一般職給	事業執行のため直接必要な定数職員（地方公務員法第22条第1項職員を含む。以下同じ。）の給料
	職員手当等	扶養手当他 *	事業執行のため直接必要な定数職員に対する諸手当 *（扶養手当他：扶養手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、遠隔地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当、児童手当、手当）
	共済費	共済組合負担金 社会保険料	人件費より給与が支弁される者に係る共済組合に対する負担金 人件費より給与が支弁される者に係る社会保険料
旅費			関公事業の施行のために必要な普通旅費及び日額旅費とする
	旅費	普通旅費 日額旅費	設計審査、工程・工法協議、用地交渉及び検査に要する旅費 官公署等の常時連絡及び工事の施行、監督、用地交渉、測量調査又は検査のための管内出張旅費
庁費			関公事業の施行のために直接必要な本庁の庁費（消耗品費、賃金（保険料を含む。）、車両燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、筆耕翻訳料、委託料、食糧費、備品購入費、修繕費）とする。
	賃金		日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
	共済費	社会保険料	庁費により賃金が支弁される者に対する事業主負担の保険料
	需用費	消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕費 食糧費	各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他の消耗器材費 工事監督用の自動車等の燃料費 設計書、図面、報告書、帳簿等の印刷費及び製本費 庁用器具類及び工事監督用自動車等の修繕料（下記備品購入費による備品の修繕に限る。） 茶菓子、弁当等（用地買収交渉、補償交渉等補助事業の遂行上特に必要な場合で、現場経費を含む。）
	役務費	通信運搬費 筆耕翻訳料 手数料 自動車損害賠償責任保険料	郵便、電信、電話料及び事務用諸物品の荷造費及び運賃等 設計書、報告書等の筆耕料 登記手数料、物品取扱手数料、土地等の鑑定料、試験料、各種証明手数料、物品保管料、倉庫料等保管料等 自動車損害賠償保障法で定める自動車損害賠償責任保険の契約に基づき支払われる保険料
	委託料		設計料、工事監理、試験、調査、登録事務等の委託料
	使用料及び賃借料		自動車借上、会場借上、物品その他の借上等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

	備品購入費	庁用器具費 機械器具費	事務用器具、機械器具、図書等の購入費で原型のまま比較的長期の反覆使用に耐える物品の購入費。(本庁において関公事業の設計又は工事監督業務を行っている場合で、当該事業実施に必要な備品に限る。)
	公課費		法律の規定に基づき自動車に課される税
工事雑費			関公事業の施行のために直接必要な出先の庁費(消耗品費、賃金(保険料を含む。)、報酬、報償費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、筆耕翻訳料、委託料、広告料、備品購入費、修繕費)とする。
	報酬		用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務のための嘱託員に対する報酬
	賃金		日々雇用される雑役及び事務及び技術補助員に対する賃金
	共済費	社会保険料	工事雑費による賃金支弁者に対する事業主負担の保険料
	報償費		用地買収における立合人等への謝金
	需用費	消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕費 光熱水費	各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他の消耗器材費 庁用燃料、工事監督用の自動車等の燃料費 設計書、図面、報告書、帳簿等の印刷費及び製本費 庁用器具類、連絡用自転車、工事監督用自動車等の修繕料(下記備品購入費による備品の修繕に限る。) 電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料
	役務費	通信運搬費 広告料 筆耕翻訳料 手数料 自動車損害賠償責任保険料	郵便、電信、電話料及び事務用諸物品の荷造費及び運賃等 用地買収補償交渉等で新聞、雑誌、その他に広告する場合の広告料及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条第2項に規定する広告料 設計書、報告書等の筆耕料 登記手数料、物品取扱手数料、土地等の鑑定料、試験料、各種証明手数料、物品保管料、倉庫料等保管料等 自動車損害賠償保障法で定める自動車損害賠償責任保険の契約に基づき支払われる保険料
	委託料		設計料、工事監理、試験、調査、登録事務、工事に伴う道路情報提供等の委託料
	使用料及び賃借料		自動車借上、会場借上、物品、配置技術者の専任制を確認するためのデータベース(検索のみ)その他の借上等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

備品購入費	庁用器具類 機械器具類	事務用器具、工事監督用自動車等機械器具、図書、工事監督用の作業衣等の購入費で原型のまま比較的長期の反覆使用に耐える物品の購入費
公課費		法律の規定に基づき自動車に課される税

別表第7

<p>住宅の通行の用に供する共用部分は、原則として次に掲げる基準に適合したものでなければならない。</p> <p>一 廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。</p> <p>二 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。</p> <p>三 階段には、補助手すりが設けられていること。また、廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。</p> <p>四 廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。</p>
--

別表第8

<p>住戸内の各部は、原則として次に掲げる基準に適合したものでなければならない。</p> <p>一 床は、段差のない構造のものであること。ただし、浴室の出入口にあっては、動作の補助のための手すり（以下「補助手すり」という。）が設けられる場合はこの限りではない。</p> <p>二 出入口の幅及び配置並びに廊下の幅は、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。</p> <p>三 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。</p> <p>四 ドアその他の出入口に設置する建具は、高齢者等の利用に配慮した把っ手の設置等の措置が講じられたものであること。</p> <p>五 浴室及び階段には、補助手すりが設けられていること。又、玄関、便所、脱衣所、洗面所及び廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。</p> <p>六 バルコニー及び窓は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。</p>
--